

インドネシア／ジャカルタでの調査のための手続き

平田生子¹

調査者：平田生子

期間：2009年5月16日～10月6日

国／地域：インドネシア・東ジャカルタ行政区・チリリタン

テーマ：ジャカルタにおけるトバ・バタックの婚姻関係とアイデンティティ

特徴：

- ・調査許可申請書類のオリジナル（ハードコピー）を自分で直接 RISTEK 外国人調査許可局に提出した。
- ・調査地がジャカルタだったため、すべての手続きをジャカルタでおこなった。
- ・帰国予定日が、断食明けの大祭前後の連休と重なったため、帰国日を2週間延期した。

●調査許可取得手続き

【2008年】

10月下旬～11月下旬

RISTEK (The State Ministry of Research and Technology, Republic of Indonesia) のウェブサイトにある「Foreign Research Permit」を参照しながら、以下のような調査許可申請書類を準備する。その間、狂犬病、破傷風、A型肝炎の予防注射を受ける。

- A-1. Formal letter of request for a Foreign Research Permit addressed to the State Ministry of Research and Technology
- A-2. Copy of A-1 which is addressed to Indonesian representative abroad (Consulate General of the Republic of Indonesia - Osaka)
- B. Six (6) copies of the detailed research proposal
- C. Six (6) copies of the researcher's curriculum vitae
- D-1. Letter of recommendation from the researcher's supervisor
- D-2. Letter of recommendation from the dean of the researcher's graduate school
- E. Letter of recommendation supporting the research plan from Indonesian counterpart
- F. Letter guaranteeing financial support
- G. Health certificate
- H. Four (4) recent close-up photographs (背景赤の写真 4cm×6cm、3.5cm×4.5cm、2cm×3cm の3サイズを用意)
- I. Three (3) copies of researcher's passport
- J. List of research equipments will be taken to Indonesia

¹ 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科大学院生

11月3日（月）

ASAFAS（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科）に留学していたインドネシア大学（Universitas Indonesia）のL氏に調査のカウンターパートになっていただきたいむねのメールを送る。その日のうちに返信がくる。

2009年1月から正式にインドネシア大学の社会政治学部に勤務することになっているが、その前にカウンターパートからのレター（上記Eのレター）が必要であれば、同学科の教授を紹介してくれるとのことだった。研究計画書のアブストラクト、パスポートと在学証明書をスキャンしたものをメールで送るよう指示される。

11月10日（月）

研究計画書のアブストラクト、パスポートと在学証明書をL氏にメールで送る。

11月11日（火）

L氏から、カウンターパートが決まり次第、連絡するとの返信メールが送られてくる。

12月3日（水）

T氏がカウンターパートを引き受けてくれることになったとのメールがL氏から送られてくる。レターの作成に少し時間がかかるので、まつようにいわれる。

12月19日（金）～25日（木）

なかなか連絡がこないので、T氏の連絡先をL氏にきき、T氏に挨拶と依頼をかねたメールを送る。

12月27日（土）

T氏から返事がきて、レターの郵送先をメールで知らせるよう指示される。その日のうちに自宅の住所をメールで送る。

【2009年】

1月8日（木）

T氏からレターを郵送したとのメールがくる。しかし、そこに添付されていたレターのPDFファイルを読むと、調査予定期間に誤りがあったので、もう一度書き直していただくようお願いする。

1月23日（金）

T氏から改訂版のレターが届いたので、すぐにお礼のメールを送る。また同時に、2009年2月から3月にジャカルタを訪れる際の面談のアポイントメントをとる。

2月9日（金）

大阪にあるインドネシア共和国総領事館（以下「領事館」）に調査許可申請書類一式を提出する。しかし、この書類一式とはべつに領事館宛の推薦状作成依頼レター（英文）が必要といわれる。

帰宅し、レターを作成し、翌日郵送する。数日後、領事館から自宅に推薦状がとどく。

3月14日から3月22日まで、ASAFASの大学院教育改革支援プログラム「研究と実務を架橋するフィールドスクール」のネパール・フィールドスクールに参加した。その前後の2月23日から3月13日までと3月23日から3月30日まで、調査地の下見とRISTEKへの調査許可申請書類の提出をかねてジャカルタに滞在した。

2月23日（月）

ジャカルタ到着。

2月24日（火）

インドネシア大学を訪問し、L氏とT氏と面会する。

2月25日（水）

RISTEKの外国人調査許可局(The Secretariat of Foreign Research Permit)を訪問し、日本から持参した調査許可申請書類のオリジナル(ハードコピー)を提出する。

メールをチェックすると、L氏からつぎのような内容のメールがきていた。T氏が私のカウンターパートになるには、インドネシア大学社会政治学部からの許可が必要だ、との連絡をRISTEKからうけた。社会政治学部がこのレターを作成するには、京都大学がT氏を私のカウンターパートとして認めることを記したレターが必要である。よって、そのレターをASAFASに作成してもらい、PDFファイルで送ってほしい。

すぐにASAFASの教務掛の方に連絡をとり、レターを作成し、メールで送信していただくよう依頼。数日後、ASAFASから無事レターを受けとる。

また、社会政治学部が私をT氏の受け入れ学生として認めるには、インドネシア大学留学生課長から、インドネシア大学が私の受け入れを許可したことを記した内容のレターが必要なので、インドネシア大学留学生課にいき、レターを作成してもらうよう指示される。

後日、同キャンパス内の留学生課を訪問し、事情を説明した後、わたされたフォームに必要事項を記入し、留学生課からレターが発行されるのをまつ。それを社会政治学部に提出し、同学部にRISTEKへのレターを書いてもらってはじめて、T氏は私のカウンターパートになることが認められることになるのだという。

3月14日（土）～22日（日）

ネパール・フィールドスクールに参加。

3月23日（月）

ジャカルタに戻ると、インドネシア大学留学生課からのレターが友人宅に郵送されてきていた。また、このレターのPDFファイルがメールでも送られてきていたので、それをカウンターパートのT氏に添付メールで送信する。

3月31日（土）

帰国。

4月6日（月）ごろ

RISTEK の外国人調査許可局から、ビザ申請に必要なレター2種類がファックスで送られてきた。

- ①RISTEK 外国人調査許可局から領事館へのビザの発給依頼
- ②RISTEK 外国人調査許可局からの依頼により、入国管理局がビザの発給を認めたことを通知する、入国管理局から外国人調査許可局に送付された書類

しかし、これらは他の日本人調査者用のものだった。メールをチェックすると、こちらには、私用の2種類のレター（の画像ファイル）が添付されていた。

4月21日（火）

領事館へいき、以下の書類を提出する。

- ①外国人調査許可局からメールで送られてきたレター2種類（画像ファイルをプリントアウトしたもの）
- ②パスポート
- ③領事館にある申請フォームに必要事項を記入したもの
- ④4.5×3.5cmの顔写真1枚（背景赤）
- ⑤航空券予約確認証

その後、郵便局へいき、ビザ発行手数料の7,500円を振り込む。

4月23日（木）

領事館へいき、先日の振込用紙の半券を提示し、ビザの貼付されたパスポートを受けとる。

5月16日（土）

関西国際空港からインドネシアに出発。

5月18日（月）

午前10時ごろ外国人調査許可局に到着する。背景赤の写真2枚（3.5cm×4.5cm、2.0cm×3.0cm各1枚）をわたし、申請フォームに必要事項を記入し、調査許可料として100米ドルを支払う。そして、以下の書類を受けとる。

- ①調査許可料の領収書
- ②インドネシア国家警察公安調査局長（KABAINTELKAM POLRI: Kepala Badan Intelijen Keamanan Kepolisian Negara Republik Indonesia）宛のSKJ（Surat Keterangan Jalan, 通行証）の発行依頼
- ③外国人調査者カード（Kartu Izin Peneliti Asing）

インドネシア国家警察公安調査局にいき、SKJの発行依頼を申請した後、戻ってくるよういわれる。

12時にインドネシア国家警察公安調査局に到着。外国人受付窓口が閉まっていたので、翌日出直すことにする。

5月19日（火）

10時ごろインドネシア国家警察公安調査局に到着。敷地内のコピー屋でパスポートやビザのコピーを用意し、外国人受付窓口に必要な書類を提出する。

- ①外国人調査許可局からのインドネシア国家警察公安調査局長宛のSKJの発行依頼
- ②窓口でわたされる申請フォームに必要な事項を記入したもの
- ③パスポートのコピー（発行年月日、顔写真のある頁と調査ビザの頁）
- ④背景赤の写真（6×4cm）1枚

書類ができあがるのをまつ。午後1時に外国人受付窓口を再訪すると、奥の部屋に通され、そこで書類を作成してくれた。

この書類を受けとった後、すぐにRISTEKにむかう。RISTEKでは以下の書類を受けとる。

- ①調査許可状（Surat Izin Penelitian）
- ②内務省 国民政治統合総局 社会政治組織ファシリテーション局長（Direktur Fasilitasi Organisasi Politik dan Kemasyarakatan, Ditjen Kesatuan Bangsa dan Politik, Departemen Dalam Negeri）宛のSPP（調査告知書：Surat Pemberitahuan Penelitian）の発行依頼書
- ③東ジャカルタ入国管理局事務所長（Kepala Kantor Imigrasi Jakarta Timur, Ditjen Imigrasi R.I.）宛のKITAS（一時滞在許可カード：Kartu Izin Tinggal Terbatas）の発行依頼書（宛先が東ジャカルタ入国管理局事務所長になっているのは、ジャカルタでの居住地／調査地が東ジャカルタ区（Jakarta Timur）内にあることによると思われる。）
- ④インドネシア国家警察公安調査局長宛のSKLD（出頭証明書：Surat Keterangan Laporan Diri）の発行依頼書

これらの書類を受け取り、つぎに内務省にむかう。内務省では、私に付き添ってくれていた友人の父の旧友が働いていた。本来なら、書類を受けとるために翌日出直すことになるようだが、この偶然の幸運のために、すぐ上記のSPPを作成していただいた。

5月22日（金）

午前9時半頃、東ジャカルタ入国管理局事務所に到着する。1階入口近くの受付で書類フォルダーを5,000ルピアで買い、奥の部屋（窓口とイスがある部屋）にいき、書類フォルダー購入時に受けとった申請フォームに必要な事項を記入し、外国人調査許可局発行の東ジャカルタ入国管理局事務所長宛のKITAS発行依頼書、写真、パスポート、出国カード

を提出する。

その後、ジャカルタ首都特別州 (Provinsi Daerah Khusus Ibukota Jakarta) 庁舎にむかう。16階にある国民政治統合局 (Badan Kesatuan Bangsa dan Politik, Pemerintah Provinsi Daerah Khusus Ibukota Jakarta) にいき、以下の書類を提出する。

- ①内務省発行のジャカルタ首都特別州国民政治統合局長宛の SPP
- ②RISTEK 発行の調査許可状コピー
- ③外国人調査者カード (Kartu Izin Peneliti Asing) のコピー
- ④パスポートのコピー (顔写真の頁と調査ビザの頁)
- ⑤背景赤の写真 1 枚
- ⑥京都大学学生証のコピー
- ⑦調査許可申請書類のコピー一式

後日再訪するよういわれ、帰宅する。

5月26日(火)

午前 8 時半に東ジャカルタ入国管理局に到着。1 階の窓口に行き、少しまつと、2 階の支払い窓口で料金を支払うようにいわれる。支払い窓口周辺は大勢の人であふれている。人波をかきわけ、やっとの思いで料金を支払う。

その後、1 階の窓口のある部屋へ戻ると、私に付き添ってくれていた友人がインドネシア大学で雇われた付添い人ならば、インドネシア大学がそのむねを記したレターが必要であるといわれる。私のカウンターパートの先生がインドネシア大学の教授なので、そう思われたようだ。奥の部屋に通され、彼は私の友人であり、インドネシア大学関係者に付き添ってもらっているわけではないことを何度も説明し、やっと納得してもらう。

その後、KITAS 作成のための写真と指紋をとられ、署名をし、東ジャカルタ入国管理局をあとにする。

つぎにジャカルタ首都特別州 (Provinsi Daerah Khusus Ibukota Jakarta) 庁舎の 16 階へいき、封筒に入ったレターを受けとる。それを 10 階の行政機構課 (Biro Tata Pemerintahan) にもっていくよう指示される。

行政機構課に封筒を提出すると、ノートに名前と電話番号を書くようにいわれる。書類作成に 10 日ほどかかるが、書類ができ次第、連絡してくれるという。その際、調査許可申請時に RISTEK に提出した研究計画書の提出をもとめられたので、予備にコピーしておいたものをわたす。

5月29日(金)

午前 9 時に東ジャカルタ入国管理局へいく。1 階の窓口に行くと、受付の女性職員が顔を覚えていてくれて、少しまつようにといわれる。まっていると、KITAS、入国管理手帳 (Immigration Control Book, Buku Pengawasan Orang Asing)、パスポート、その他書類数枚が入った書類フォルダーをわたされる。KITAS などをコピーし、事務所敷地内にある礼拝所横の事務室にもっていくよう指示される。

建物内のコピー屋でコピーをとり、奥の事務室に行くと、女性職員が対応してくれた。

翌日できあがった KITAS をとりにくるようにといわれる。しかし、同行してくれていた友人のお願いで1時間以内に準備してくれることとなった。1時間後に KITAS、入国管理手帳、パスポートを受けとって帰宅する。

6月1日（月）

午前10時、インドネシア国家警察公安調査局に到着。以下の書類を提出する。

- ①RISEK からのインドネシア国家警察公安調査局長宛の SKLD 発行依頼書
- ②窓口でわたされる申請フォームに必要事項を記入したもの
- ③KITAS の裏表コピー
- ④入国管理手帳の1~4頁のコピー
- ⑤パスポートのコピー（発行年月日、顔写真のある頁と調査ビザの頁）
- ⑥背景赤の写真（6×4cm）1枚

窓口で、SKLD の申請をおこなったことを証す受領書をもらうとともに、2週間後に SKLD をとりにくるようにいわれる。

6月8日（月）

午前11時、東ジャカルタ区役所（Kantor Walikota Jakarta Timur）に到着。正門から一番近い建物の7階へいく。来訪の目的をつけると、以下の書類の提出をもとめられる。

- ①ジャカルタ首都特別州事務局庁舎 10 階の行政機構課で書いてもらったレターのコピー（オリジナルは自分で保管）
- ②京都大学の学生証のコピー
- ③KITAS のコピー
- ④RISTEK で発行された外国人調査者カード（Kartu Izin Peneliti Asing）のコピー
- ⑤調査許可申請の際に RISTEK 外国人調査許可局に提出した研究計画書
- ⑥調査許可申請の際に RISTEK 外国人調査許可局に提出した指導教員の推薦書

1時間ほど事務員と雑談をしながらまつと、レターができあがる。その足で4階にいくが、区長が不在だったため、明日出直すようにいわれる。

6月9日（火）

午前10時ごろ東ジャカルタ区役所に到着。しかし、書類に区長がサインをしていないので、金曜日に再訪するようにいわれる。がっかりしながら帰宅する。

6月12日（金）

午前9時半、東ジャカルタ区役所に着く。4階にいくと、書類はできあがっていることを知らされる。すぐに2階の区長室にむかい、レターを受けとる。

そのレターをもって、私の調査地であるチリリタン地区をふくむクラマツト・ジャティ郡役所（Kantor Camat Kramat Jati）にむかう。今日は金曜日であり、役所は正午から

午後 1 時まで閉まる。

午後 1 時まで役所の前でまったのち、先ほど東ジャカルタ区長から受けとったレターのコピー、KITAS のコピー、外国人調査者カード (Kartu Izin Peneliti Asing) のコピーを提出する。チリリタン地区の役場に宛てたレターが、来週の水曜日 (6 月 17 日) にできあがるので、水曜日にまた来るようにいわれる。

その後、チリリタン地区の役場 (Kantor Lurah Cililitan) を訪問し、自己紹介をかねた挨拶をするとともに、来週水曜日以降に郡役所が発行するレターをもって再訪することをつけて帰宅する。

6 月 15 日 (月)

午前 9 時、インドネシア国家警察公安調査局に到着。SKLD 申請時に受けとった受領書と引きかえに、SKLD を受けとる。

6 月 17 日 (水)

午前 10 時ごろ、クラマツト・ジャティ郡役所に到着。チリリタン地区役場宛てのレターがまだできあがっていないようなので、郡長と雑談しながらまつ。約 1 時間後、レターを受けとり帰宅。

6 月 19 日 (金)

クラマツト・ジャティ郡役所からのレターをチリリタン地区役場にとどける。早速チリリタン地区の 2009 年度の統計資料を借りてコピーをとる。

この日から正式にチリリタン地区での調査が許可されたこととなる。到着から 1 カ月以上がすぎていた。

●帰国手続き

私の出国予定日は 9 月 23 日 (水) だった。しかし、その頃は、イドゥル・フィトリ (断食明けの祝日) 前後の連休の時期と重なり、役所がすべて閉まる。そのために、帰国手続きがスムーズにいかない可能性がある。そこで、10 月に入ってから帰国すべく、帰国予定日を変更することにした。

8 月末に航空会社に電話し、帰国日の変更をおこなった。

9 月 16 日 (水)

外国人調査許可局を訪問し、ファイナル・レポートを提出する。メールに添付して送ってもよいのだが、EPO (Exit Permit Only: 出国許可手続き) について、よくわからないところがあったので、不明点の質問をかねて、レポートを直接提出しに行くことにした。

以前、進捗状況レポート (調査期間中、3 ヶ月ごとに RISTEK に提出するレポート) をもっていった際、帰国日を変更する予定であることをつたえておいたのだが、そのことを再度説明すると、ERP の申請を申し出るためのレターを作成し、明日もってくるよういわれる。疑問に思い、帰宅後、しらべてみると、ERP は一時帰国 / 出国をおこなうのための手続き (Exit Re-Entry Permit) だということがわかった。

予定を変更し、帰国日を半月延期したいと申し出ていたのを、ビザの有効期限内に一時

帰国／出国するつもりであると誤解されていたようである。その日のうちに EPO の申請を申し出るためのレターを作成する。

9月17日（木）

10時ごろ、外国人調査許可局を訪問する。一時帰国ではなく、帰国であることを再度説明し、EPOの申請を申し出るためのレターを提出する。レターは受理され、昼休み後の午後1時に再訪するよういわれる。

昼食後、午後1時に外国人調査許可局を訪れ、しばらくまわっていると、女性職員が東ジャカルタ入国管理局事務所宛のレターと出国税免除依頼のレターを封筒に入れてわたしてくれた。

東ジャカルタ入国管理局事務所宛のレターは、帰国1週間前にKITASが発行された入国管理局事務所に提出し、出国税免除依頼のレターは出国の際、空港で提出するよういわれる。後者を提出することで、出国税（250万ルピア）の支払いが免除される。

9月30日（水）

午前9時ごろ東ジャカルタの入国管理局事務所に到着し、1階左側の受付で要件をつたえ、パスポート、KITAS、RISTEKからのEPO依頼のレターを提出すると、以前記入した書類などが入った書類フォルダーをわたされ、それをもって3階に行くよういわれる。

3階の部屋の右の奥に座る女性職員にフォルダーを手渡し、入り口付近のイスに座って待つ。しばらくすると名前がよばれ、先ほどのフォルダーが手渡され、事務所敷地内にある礼拝所横の事務室に行くよういわれる。

事務室では入国管理手帳を提出し、わたされた用紙に必要事項を記入すると、1時間後に戻ってくるよう指示される。

1時間後に受けとったパスポートを確認すると、KITASの登録番号とEPOは14日間有効であること、そして私のKITASと入国管理手帳が無効化（dicabut）されたことが記されていた。

10月6日（火）

帰国日当日。出発の1時間半前にチェックインカウンターで搭乗手続きをおこない、その後、出国税免除窓口（Pelayanan Bebas Fiskal）でパスポート、航空券、RISTEKからの出国税免除依頼のレターを提出する。しかし、どうしたわけか、レターはパスポートや航空券とともに返却されてきた。

出国審査カウンターにいくと、審査官は私が出国カードをもっていないことに気づき、出国カードに記入してから再度列に並ぶよう指示してきた。

KITAS取得の際、出国カードを入国管理局に預けたままになっていたのもので、そのことを説明しようとしたが、もう一度書く方が効率的であると考え、素直に指示に従う。

出国カードを準備した後、再度出国審査カウンターにむかったが、出国税免除依頼のレターの提出はもとめられなかった。どこに提出すべきかをきくと、先ほどの出国税免除窓口に出すべきものだが、出国税を支払わずに、ここまで通過してきたなら問題はないといわれたので、そのまま搭乗ゲートにむかった。こうして出国税免除依頼のレターは結局提出されないまま、私の手元に残った。